

平城宮跡歴史公園指定管理者選定審査会における指定管理候補事業者の選定方法

指定申請のあった事業者について、提出された事業計画書等及びプレゼンテーションに基づき、以下のとおり評価し選定する。

1. 選定項目

| | 選定項目 | 配点 | 評価方法 |
|---|-----------------------------------|------|------------------|
| ① | 管理運営の基本方針 | 5点 | 委員による評価 |
| ② | 管理運営体制 | 12点 | 委員による評価 |
| ③ | 施設の運営計画（施設運営業務） | 25点 | 委員による評価 |
| ④ | 施設の運営計画（誘客促進業務） | 25点 | 委員による評価 |
| ⑤ | 施設の維持管理計画 | 15点 | 委員による評価 |
| ⑥ | 自主事業の運営計画 | 19点 | 委員による評価 |
| ⑦ | 業務を安定して行う能力 | 10点 | 委員による評価 |
| ⑧ | 収支計画（方針・年度別収支計画） | 10点 | 委員による評価 |
| ⑨ | 収支計画（提案価格） | 20点 | 計算式により算出 |
| ⑩ | 適正な労働条件の確保その他社会的な価値の実現及び向上に対する寄与度 | 9点 | 提出書類等により該当があるか確認 |
| | 合計 | 150点 | |

2. 応募者が2者以上であった場合の選定方法

(1) ①から⑧までの選定項目について、委員による評価を行う。「審査の視点」を参考に、下表の「判断基準」にもとづき、AからEまでの評価を付け、評価に対して、各選定項目の配点に基づき、「得点化方法」に示すとおり計算を行い、応募者の得点を算出する。

| 評価 | 判断基準 | 得点化方法 |
|----|------------------------|---------|
| A | 選定項目が特に優れている/特に評価できる | 配点×1.00 |
| B | 選定項目が優れている/評価できる | 配点×0.75 |
| C | 選定項目が標準的である | 配点×0.50 |
| D | 選定項目がやや物足りない/あまり評価できない | 配点×0.25 |
| E | 選定項目が物足りない/評価できない | 配点×0.00 |

(2) ⑨については、20点を満点とし、県の積算した指定管理料の上限額と応募者の提案価格の割合で得点を計算する。（小数点第三位未満切り捨て）

【計算式】

$$\text{価格点} = 20 \text{点} \times \left(1 - \frac{\text{応募者の提案価格}}{\text{県の指定管理料上限額}} \right)$$

(3) ⑩については、奈良県公契約条例に基づき、応募事業者の選定にあたって社会的な価値の実現及び向上に対する寄与度について審査することとし、以下の基準

に基づいて、算出する。

○障害者の雇用状況

| | | |
|-------|------------------|-------|
| 法定事業者 | 障害者雇用率 3%以上 | 3 点 |
| | 障害者雇用率 2%以上 3%未満 | 1.5 点 |
| | 障害者雇用率 2%未満 | 0 点 |
| それ以外 | 障害者の雇用がある | 3 点 |
| | 障害者の雇用がない | 0 点 |

※グループで応募する場合、グループ全体の障害者雇用率により評価する。

○奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業の登録

| | |
|----|-----|
| ある | 3 点 |
| ない | 0 点 |

※グループで応募する場合、構成員のうち 1 者以上に該当があれば評価する。

○保護観察対象者等雇用状況

| | | |
|--|----|-------|
| 協力雇用主登録 | ある | 0.3 点 |
| | ない | 0 点 |
| 更正保護法第 48 条の保護観察中のもの、又は同法第 88 条の更正緊急保護中の者の雇用 | ある | 3 点 |
| | ない | 0 点 |

※グループで応募する場合、構成員のうち 1 者以上に該当があれば評価する。

○公契約条例違反の有無

過去 3 年間に、公契約条例違反により、過料又は入札参加資格停止措置があれば、その回数×3 点を減点。

※グループで応募する場合、グループ全体で 9 点まで減点。

(4) (1), (2), (3) で算出した得点を合計し、応募者の得点を計算する。

(5) 各審査委員の得点を合計した合計得点 (150 点×4 名=600 点満点) の最も高い者と候補事業者として選定する。

ただし、応募事業者の得点が、選定項目①から⑧までの合計得点 (121 点×4 名=484 点) の、50%に達しない場合 (241 点以下の場合) は、候補者を選定しない。

3. 応募事業者が 1 者であった場合の選定方法

(1) 審査委員は①から⑧の各選定項目について、2 (1) の方法で評価し、応募者の得点を算出する。

(2) 各審査委員の得点を合計した合計得点 (121 点×4 名=484 点) の 50%以上 (242 点以上) であった場合、応募者を候補事業者として選定する。(50%未満であった場合は選定しない。)